国会・内閣・裁判所

名前

問1　人権を守るための裁判所の仕組みについて解説した資料において、「三審制は、裁判を（ A ）行うことで（ B ）を防ぎ、国民の権利を守るための制度である」と記述されています。空欄A・Bに当てはまる言葉の組み合わせとして、正しいものはどれですか。（2026年 三重県公立入試 類似）

1. A：公平に B：陪審員による偏見
2. A：慎重に B：間違った判決
3. A：厳格に B：検察官による独断
4. A：迅速に B：裁判の遅延

問2　日本国憲法の規定において、衆議院で内閣不信任の決議案が可決された際、内閣が十日以内にとらなければならない行動の組み合わせとして正しいものはどれか。（2015年 山口県公立入試 類似）

1. 衆議院を解散するか、内閣が総辞職する
2. 内閣総理大臣が辞任し、参議院議員の総選挙を行う
3. 参議院を解散するか、内閣が総辞職する
4. 衆議院を解散するか、弾劾裁判所を設置する

問3　三権分立の仕組みにおいて、司法権の独立を維持するために定められた日本国憲法第76条の規定に基づき、司法権は具体的にどの機関に属するとされていますか。正しい組み合わせを選びなさい。（2015年 佐賀県公立入試 類似）

1. 最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所
2. 最高裁判所及び裁判官弾劾裁判所
3. 最高裁判所及び各都道府県に設置される高等裁判所のみ
4. 最高裁判所及び行政不服審査を行う内閣の諮問機関

問4　日本の司法制度の仕組みを示した資料において、第一審である地方裁判所・家庭裁判所・簡易裁判所の判決を受けた後、その内容に不服がある場合に、第二審である高等裁判所へと審理を求めて訴える矢印が示されています。この一段階上の裁判所へ訴えを起こす行為を何と呼びますか。（2017年 和歌山県公立入試 類似）

1. 控訴
2. 上告
3. 告訴
4. 告発

問5　日本司法支援センター（法テラス）の役割や設立の背景に関する記述として、最も適切なものはどれか。（2025年 青森県公立入試 類似）

1. 商品やサービスに関する消費者からの苦情を受け付け、解決のための助言やあっせんを行う。
2. 裁判官を弾劾する裁判所において、裁判官としての適格性を審査する。
3. 国民がどこでも法的なトラブルの解決に必要な情報やサービスを受けられるように支援する。
4. 行政機関による税金の無駄遣いがないかどうかを検査し、結果を報告する。

問6　日本国憲法に基づき、内閣が必要と認めたとき、または、いずれかの議院の総議員の4分の1以上の要求があった場合に召集が決定される国会の名称として、正しいものはどれですか。（2019年 山形県公立入試 類似）

1. 参議院の緊急集会
2. 臨時会
3. 特別会
4. 通常会

問7　日本国憲法では、国の権力を「立法・行政・司法」の三つの機関に分ける仕組みがとられています。このように権力を分散させる最大の目的として、最も適切なものはどれですか。（2018年 滋賀県公立入試 類似）

1. 国と地方公共団体の役割を分け、地域の課題を効率的に解決するため
2. 特定の機関に権力が集中することを防ぎ、国民の自由と権利を守るため
3. 政治の意思決定を一つの機関にまとめ、素早く政策を実行するため
4. 選挙で選ばれた特定の代表者が、すべての政治判断を一人で行えるようにするため

問8　日本の最高裁判所が「憲法の番人」として果たしている役割の説明として、最も適切なものはどれですか。（2022年 大阪府公立入試 類似）

1. 国会が法律を制定する前に、その内容が憲法に違反していないかを事前審査する。
2. 具体的な事件の裁判を通じて、法律や行政処分が憲法に適合しているか最終的に判断する。
3. 内閣が指名した裁判官の適格性を、国民に代わって独自に調査し罷免する。
4. 行政機関が作成する命令や規則が、国民の利益にかなっているかを専門的にチェックする。

問9　日本、アメリカ、イギリス、ドイツの4か国における、人口10万人あたりの法曹人口（裁判官、検察官、弁護士の総数）を比較した統計があります。この資料において、日本の法曹人口は他国に比べて著しく少なく、特に弁護士数はアメリカの10分の1以下という実態が示されています。このような状況を背景に、国民がより身近に司法のサービスを利用できるようにするために進められた一連の改革を何といいますか。（2020年 徳島県公立入試 類似）

1. 行政改革
2. 規制緩和
3. 司法制度改革
4. 地方分権改革

問10　衆議院には解散がある一方で、参議院には解散がなく、さらに任期を6年として3年ごとに半数を改選する仕組みがとられている理由として、最も適切なものはどれですか。（2017年 大阪府公立入試 類似）

1. 衆議院よりも強い権限を持たせることで、内閣を常に監視しやすくするため。
2. 衆議院が解散されている間も、国会の機能を一定程度維持し、慎重な審議を継続するため。
3. 内閣総理大臣の指名において、常に最新の民意を反映させた議決を行うため。
4. 選挙費用を削減するために、一度の選挙で選出する議員の数を少なく抑えるため。

問11　日本国憲法では、衆議院と参議院の議決が一致しない場合に衆議院の判断を優先させる「衆議院の優越」が認められています。法律案の審議において、衆議院で可決し参議院で否決された案を、再び衆議院で議決して成立させるために必要な条件として正しいものはどれですか。（2014年 愛媛県公立入試 類似）

1. 衆議院の出席議員の三分の二以上の多数で再び可決すること
2. 衆議院の総議員の三分の二以上の多数で再び可決すること
3. 衆議院の出席議員の過半数の賛成で再び可決すること
4. 両院協議会を開き、出席者の三分の二以上の同意を得ること

問12　衆議院と参議院の議決が一致しなかった際に行われる手続きについて、法律案の審議の場合における「衆議院の優越」の仕組みとして正しい説明はどれですか。（2016年 大阪府公立入試 類似）

1. 両院協議会を開いても意見が一致しないとき、衆議院で出席議員の3分の2以上の多数で再び可決すれば法律となる。
2. 参議院で否決された法律案は、いかなる場合であってもその会期中に成立させることはできない。
3. 参議院が予算を受け取った後、30日以内に議決しないときは、衆議院の議決が国会の議決となる。
4. 両院協議会において意見が一致しない場合、直ちに最高裁判所が憲法判断を行い、いずれかの議決を有効とする。

問13　法律案が成立するまでの審議手続きや原則について、日本の現行制度と一致する説明はどれですか。なお、予算などの「衆議院の先議権」があるものは除いて考えます。（2021年 和歌山県公立入試 類似）

1. 法律案は、内容に応じて衆議院と参議院のどちらから先に審議を始めてもよい。
2. 法律案は、必ず衆議院から先に審議を行い、その後に参議院へ送らなければならない。
3. 衆議院と参議院で異なる議決をした場合、いかなる場合も必ず両議院協議会を開かなければならない。
4. 参議院で否決された法律案は、衆議院で出席議員の過半数が賛成すれば、自動的に法律として成立する。

答え合わせ・解説

問1	答え 2 A：慎重に B：間違った判決	三審制の核心は、複数回の審理機会を設けることで「慎重」さを期し、それによって誤審（間違った判決）を回避することにあります。迅速な裁判も重要ですが、三審制はそれよりも判決の正確性と人権保護を優先した制度です。
問2	答え 1 衆議院を解散するか、内閣が総辞職する	日本国憲法第69条に基づき、内閣は衆議院で不信任を突きつけられた場合、国民の信を問い直すために衆議院を解散するか、あるいは内閣の責任を認めて全員が辞職（総辞職）するかのいずれかを選択しなければなりません。参議院には解散の制度がないため、選択肢に含まれることはありません。
問3	答え 1 最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所	憲法第76条は、公正な裁判を実現するために「すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する」と規定しています。下級裁判所には、高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所、簡易裁判所の4種類が含まれます。また、同じ条文の中で「特別裁判所」の設置は禁止されており、行政機関が終審として裁判を行うこともできないと定められています。
問4	答え 1 控訴	三審制は、裁判の誤りを防ぎ、人権を守るために一つの事件で最大3回まで裁判を受けることができる制度です。このうち、第一審の判決に納得がいかない場合に第二審の裁判所へ訴えることを「控訴」といいます。これに対し、第二審の判決に不服があり、第三審（最高裁判所など）へ訴えることは「上告」と呼び、これらを合わせて「上訴」といいます。
問5	答え 3 国民がどこでも法的なトラブルの解決に必要な情報やサービスを受けられるように支援する。	司法制度改革において、国民にとって司法をより身近で利用しやすいものにするために設立されました。弁護士費用を支払う余裕がない人への費用の立て替えや、適切な相談窓口の紹介などを行っています。他の選択肢はそれぞれ、会計検査院、国民生活センター、弾劾裁判所の説明です。
問6	答え 2 臨時会	日本国憲法第53条の規定に基づき、必要に応じて開催される国会です。内閣による判断だけでなく、国会議員の4分の1以上の要求があれば、内閣はその召集を決定しなければならないというルールがあります。これは少数派の意見を反映させ、国会での議論を保障するための仕組みです。一方、毎年1回、1月に召集されるものは通常会（常会）、衆議院解散後の総選挙から30日以内に召集されるものは特別会と呼ばれます。
問7	答え 2 特定の機関に権力が集中することを防ぎ、国民の自由と権利を守るため	権力が一つの機関に集中すると、独裁的な政治が行われて国民の基本的人権が侵害される恐れがあります。そのため、権力を立法（国会）、行政（内閣）、司法（裁判所）に分け、それぞれを独立した機関に担当させることで、権力の暴走を未然に防いでいます。これはフランスの思想家モンテスキューが提唱した考え方に基づいています。
問8	答え 2 具体的な事件の裁判を通じて、法律や行政処分が憲法に適合しているか最終的に判断する。	最高裁判所は、実際に起こった訴訟の解決にあたって、適用される法律などが憲法に違反していないかを審査する「付随的違憲審査制」を運用しています。この審査において最終決定権を行使することで、国の行為が憲法を逸脱しないよう監視しています。
問9	答え 3 司法制度改革	日本の司法は、裁判にかかる時間や費用の負担が大きく、国民にとって「遠い存在」であると指摘されてきました。特に法曹人口が他国に比べて少ないことは、迅速な権利の救済を妨げる要因となるため、2000年代に入り、法曹人口の増加や裁判員制度の導入、法テラスの設置といった「司法制度改革」が集中的に推進されました。
問10	答え 2 衆議院が解散されている間も、国会の機能を一定程度維持し、慎重な審議を継続するため。	衆議院が解散によって全議員が身分を失っている期間でも、緊急の事態が発生した場合には参議院の緊急集会を開催することができます。このように、参議院に解散がなく任期が長く設定されているのは、政治の継続性や安定性を確保し、長期的な視点から「良識の府」として慎重な審議を行うことが期待されているためです。
問11	答え 1 衆議院の出席議員の三分の二以上の多数で再び可決すること	衆議院は参議院に比べて任期が短く、解散があるため、より国民の最新の意思を反映しやすいと考えられています。そのため、法律案について両議院の意見が一致しない場合でも、衆議院で出席議員の三分の二以上の多数による「再議決」が行われれば、参議院の否決を覆して法律を成立させることができます。総議員ではなく「出席議員」の数に基づき判断される点が実務上のポイントです。
問12	答え 1 両院協議会を開いても意見が一致しないとき、衆議院で出席議員の3分の2以上の多数で再び可決すれば法律となる。	法律案の議決において衆参の意見が一致しない場合、両院協議会を開くことができますが、それでも一致しないとき、あるいは協議会が開かれないときは、衆議院で出席議員の3分の2以上の多数で再可決することで法律が成立します。これは、予算の30日以内、条約の30日以内、内閣総理大臣指名の10日以内という自然成立の期間設定とは異なる、法律案特有の衆議院の優越の形です。選択肢にある「予算」の規定は30日以内ですが、設問は「法律案」の手続きを問うている点に注意が必要です。
問13	答え 1 法律案は、内容に応じて衆議院と参議院のどちらから先に審議を始めてもよい。	予算案は衆議院から先に審議しなければならないという「先議権」が定められていますが、法律案については特に定めがなく、どちらの議院から審議を開始しても問題ありません。両議院で異なる議決となった際、法律案の場合は両議院協議会の開催は任意（予算などは必須）であり、衆議院で出席議員の3分の2以上の賛成で再可決することで法律を成立させる「衆議院の優越」が認められています。